

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年9月14日

【会社名】 マーシュ・アンド・マクレナン・カンパニーズ・インク
(Marsh & McLennan Companies, Inc.)

【代表者の役職氏名】 法務副部長兼事務部長
(Deputy General Counsel & Corporate Secretary)
ルシアーナ・フェイトー
(Luciana Fato)

【本店の所在の場所】 米国、デラウェア州、ニューキャッスル郡、
ウィルミントン市、オレンジ・ストリート 1209
(1209 Orange Street, in the City of Wilmington,
County of New Castle, in the State of Delaware,
United States)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三井拓秀

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区赤坂二丁目14番32号
赤坂2.14プラザビル 三井法律事務所

【電話番号】 03-3224-0020

【事務連絡者氏名】 弁護士 清水政彦

【連絡場所】 東京都港区赤坂二丁目14番32号
赤坂2.14プラザビル 三井法律事務所

【電話番号】 03 - 3224-0020

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】 0ドル(0円)(注1)
(4,940,004ドル(385,073,307円)(注2))(注3)
(注1) 新株予約権証券の発行価額の総額
(注2) 本制度(以下に定義する。)において参加人数が最大限であること、および、1株あたりの購入価格が2011年8月1日のニューヨーク証券取引所の株価の終値の95%であることを仮定して、新株予約権証券の発行価額の総額(0ドル(0円))に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額を合算した見込額
(注3) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の見込額を計算するために用いられた日本円と米ドルの為替レートおよび括弧内の円金額は、1ドル=77.95円の為替レート(2011年8月1日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信直物売買相場の仲値)により計算されている。

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 なし

- (注1) 本有価証券届出書において、別段の記載のない限り、「当社」とは、文脈に応じてマーシュ・アンド・マクレナン・カンパニーズ・インク、またはマーシュ・アンド・マクレナン・カンパニーズ・インクおよびマーシュ・アンド・マクレナン・カンパニーズ・インクの子会社を指す。
- (注2) 別段の記載のない限り、本有価証券届出書において、「ドル」、「米ドル」、「\$」および「US\$」は、米国の通貨をいい、「円」、「日本円」および「¥」は、日本の通貨をいう。本有価証券届出書に基づき「届出の対象とした募集金額」を推定する目的において、日本円への換算は、2011年8月1日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信直物売買相場の仲値、1ドル77.95円の為替レートで換算された金額である。
- (注3) 提出会社の会計年度は12月31日に終了する。2010年会計年度とは2010年12月31日に終了する年度をいう。
- (注4) 本有価証券届出書中の表で計数が四捨五入されている場合、合計は当該計数の総和と必ずしも一致しない場合がある。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行新株予約権証券】

(1) 【募集の条件】

発行数	179,372株（注1）
発行価額の総額	0ドル（0円）
発行価格	0ドル（0円）
申込手数料	該当事項なし
申込単位	1個
申込期間	2011年9月28日から2011年9月30日まで
申込証拠金	該当事項なし
申込取扱場所	マーシュジャパン株式会社 163-1438東京都新宿区西新宿3-20-2 東京オペラシティタワー38階
払込期日	該当事項なし
割当日	該当事項なし
払込取扱場所	該当事項なし

摘要	<p>1.本募集は、1999年3月18日に当社の取締役会(以下「取締役会」という。)により採用、1999年5月20日に当社の株主らにより承認および2007年3月15日に取締役会により改訂された当社の1999年度MMC従業員株式購入制度(改訂版)(以下「本制度」という。)に基づくものである。本制度は、当社の取締役会の報酬委員会(以下「プラン管理者」という。)により管理される。本募集は、日本における参加会社(以下に定義される。)である当社の間接的な子会社の従業員300名を対象としている。日本における参加会社は、マーサージャパン株式会社及びマーシュジャパン株式会社である。</p> <p>本制度は、本制度において交付される当社普通株式(額面金額1ドル)(以下「本株式」という。)の数が上限に達する募集が行われた場合に当該募集の完了と同時に終了する。当社取締役会は、いつでも本制度を中止することができ、また得策と判断するところに従ってこれを改正することができる。一回につき期間は12ヶ月(以下「本制度適用期間」という。)であり、2012年1月3日、2012年3月30日、2012年6月29日および2012年9月28日の各日(以下「購入日」という。)に本株式を購入する。</p> <p>本募集の対象となる本制度適用期間は、2011年10月3日に開始し2012年9月28日に終了する。</p> <p>米国の1986年内国歳入法第424(f)条およびその施行規則の要件をみたく当社の子会社で当社に指定された子会社(以下「参加会社」という。)のプラン管理者が定める資格要件をみたく従業員は、適宜規定される本制度のルールに従って本制度に参加する資格を有する。</p>
----	---

	<p>2011年から2012年にかけて実施される本制度に参加する従業員(以下「参加者」という。)は、本制度適用期間の間、基本給の1%から15%までの割合の中から選択して拠出しなければならないものとする。本制度適用期間に従業員1人あたりが購入できる株式は、新株予約権の当初付与日(2011年10月3日)現在の割引前の公正市場価格(平均市場価格)ベースで25,000ドル相当の本株式を上限とする。参加者は本制度に申込むにあたり同人の現地のプラン管理者に希望する拠出割合を提示しなければならない。本制度適用期間中、参加者は2回を限度として本制度への拠出割合を将来に向けて変更することができる(すなわち遡及効は認められない。)。参加者はいつでも拠出を中止することができ、本制度においてそれまでに積み立てた残高を残しておくか(この場合、かかる残高は次に到来する購入日に本株式を割引価格で購入するために自動的に使用される。)、または、拠出金を利息とともに実務上可能な限り速やかに受領するかのいずれかを選択することができる。一度拠出を中止した場合、当該本制度適用期間内に拠出を再開することはできない。</p> <p>2. 本制度に基づく募集は参加会社以外の当社の子会社には適用されず、また、プラン管理者が定める資格要件をみたさない参加会社の従業員にも適用されない。</p>
--	---

(注1) 発行数は見込数であり、2011年から2012年にかけての本制度適用期間に実施される本制度において日本の参加会社の適格従業員が最大限参加すること、および、1株あたりの購入価格が2011年8月1日のニューヨーク証券取引所の株価の終値である28.99ドルの95%であることを仮定し、かかる従業員が購入しうる最大限の株式数を表す。

(2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社記名式額面普通株式(完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定の無い当社における標準となる株式で、額面金額は1ドルである。)
新株予約権の目的となる株式の数	179,372株(注1)
新株予約権の行使時の払込金額	27.54ドル(2,147円)(注2)
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	4,940,004ドル(385,073,307円)(注3)
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	(株式の発行価格)27.54ドル(2,147円)(注2) (資本組入額)1ドル(77.95円)
新株予約権の行使期間	2012年1月3日、2012年3月30日、2012年6月29日および2012年9月28日(注4)
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	マーシュ・アンド・マクレナン・カンパニーズ・インク アメリカ合衆国、10036-2774、ニューヨーク州、ニューヨーク、アベニュー・オブ・ジ・アメリカズ 1166
新株予約権の行使の条件	各参加者につき、(a)本制度への参加を継続し、給与控除による積立を行っており、(b)かかる従業員個人の株式数の上限および本プランのもとで発行が認められている株式総数の上限に達しておらず、かつ(c)その他の新株予約権の消却事由及び消却の条件(以下に記載される。)により新株予約権の全部または一部が消却されていないこと。
自己の新株予約権の取得の事由及び消却の条件	参加者は、本制度への参加を選択した後、本制度への参加を中止することができる。かかる中止の選択をした場合、当該参加者は、それまでに積み立てた拠出金を利息とともに実務上可能な限り速やかに受領するか、またはかかる拠出金および利息を次に到来する購入日に本株式を割引価格で購入するために使用することができる。かかる中止の選択をした後は、参加者は、当該本制度適用期間内に拠出を再開することはできない。 当社は、以下の場合に新株予約権の全部または一部を消却することができる。 (1) 本プランのもとで発行することが認められている株式数の上限に達した場合 (2) 当社について支配権の移動があった場合(本プランにおいて定義される。) (3) 本プランを終了する旨の取締役会決議がなされた場合
新株予約権の譲渡に関する事項	参加者は、本制度に基づく新株予約権を、遺言による場合または相続・分割に係る法律による場合を除き、譲渡することはできない。本制度に基づく新株予約権は、参加者の生存中は当該参加者によってのみ行使可能である。
代用払込みに関する事項	該当事項なし
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし

<p>摘要</p>	<p>参加者は、本制度適用期間内に受領する基本給（賞与、インセンティブその他類似的特別の報酬を除く。）の1%から15%までの割合（整数に限る。）の中から選択して、給与控除により拠出することができる。参加者は、各支払期間（従業員宛に発行される給与明細に係る雇用期間）毎に年率2%の複利で利息を得る。四半期毎の各購入日に、参加者の四半期末の残高（参加者が支払を受けた通貨を適用ある為替レート（以下に定義する。）で米ドルに換算した額）は、かかる購入日における米ドルでの本株式の平均市場価格の95%に相当する価格で本株式を購入するために使用される。平均市場価格とは、かかる購入日のニューヨーク証券取引所における本株式の最高値および最安値の平均値をいう。指定の購入日に日本円を米ドルへ換算するために用いられる「為替レート」とは、当該購入日のWall Street Journalに記載される為替レートとする。</p> <p>参加者は、本制度適用期間中いつでも拠出を中止することができる。参加者が拠出を中止する場合、本制度においてそれまでに積み立てた残高を利息とともに次に到来する購入日に本株式を割引価格で購入するために残しておくか、または、拠出金を利息とともに実務上可能な限り速やかに受領するかのいずれかを選択することができる。一度拠出を中止した場合、当該本制度適用期間内に拠出を再開することはできない。</p>
-----------	---

（注1）上記「新株予約権の目的となる株式の数」は、日本の参加会社における本制度に参加する資格を有する従業員全員が2011年から2012年にかけて実施される本制度に参加し、かかる全従業員が基本給の15%（25,000米ドルを上限）の控除を選択して2012年9月28日まで本制度への参加を継続し、かつ各購入日における新株予約権の行使時の払込金額が本株式の2011年8月1日現在のニューヨーク証券取引所の米ドルでの本株式の終値28.99米ドルの95%相当額と仮定した場合の見込数である。四半期毎の各購入日における実際の新株予約権の行使時の払込金額および1株あたりの発行価額は、当該購入日のニューヨーク証券取引所における本株式の最高値および最安値の平均値の95%に相当するものとし、本制度適用期間に従業員1人あたりが購入できる株式は、新株予約権の当初付与日である2011年10月3日現在の割引前の公正市場価格（平均市場価格）ベースで25,000米ドル相当の本株式を上限とする。日本の参加会社における本制度に参加する資格を有する従業員の合計を300名とし、かかる従業員全員が2012年9月28日現在も日本の参加会社の従業員として勤務するものと仮定している。

再資本化、吸収合併、新設合併、株式配当、株式分割、株式併合、株式交換その他により本株式に何らかの変更が生じた場合、プラン管理者は、必要かつ適切と判断するところに従い、本制度に従い保有しておく本株式の数の変更および実施中の募集に関する価格の変更を含め本制度および当該時点において実施中の募集について公平な調整を行うことができる。

（注2）「新株予約権の行使時の払込金額」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額」は、本株式の購入価格を意味する。上記「新株予約権の行使時の払込金額」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額」は、本株式の2011年8月1日付ニューヨーク証券取引所の終値に95%を乗じて計算された見込額である。なお、四半期毎の各購入日における実際の新株予約権の行使時の払込金額および1株あたりの発行価額は、当該購入日におけるニューヨーク証券取引所における本株式の最高値および最安値の平均値の95%とし、本制度適用期間に従業員1人あたりが購入できる株式は、新株予約権の当初付与日である2011年10月3日現在の割引前の公正市場価格（平均市場価格）ベースで25,000米ドル相当の本株式を上限とする。

(注3) 本制度に基づいて受け渡される本株式は、当社の金庫株、当社が公開市場よりまたは相対で買入れる本株式、授権済未発行本株式のいずれかである。「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額」は、日本において2011年から2012年にかけて実施される本制度に基づいて発行される本株式に関して支払われる見込額の総額である。かかる見込額は、日本の参加会社における本制度への参加資格を有する従業員全員が2011年から2012年にかけて実施される本制度に参加し、かかる全従業員が基本給の15%の控除を選択して2012年9月28日まで本制度への参加を継続し、かつ本株式の2011年8月1日付ニューヨーク証券取引所の終値の95%に相当する価格で四半期毎の各購入日に本株式を購入した(上記(注2)に記載の株式数の上限に服するものとする。)と仮定した場合の数値である。

(注4) 各参加者につき、(a)参加者たる従業員がかつて拠出を中止および撤回したことがなく、(b)かかる従業員個人の株式数の上限(上記(注2)に記載の株式数の上限)および本プランのもとで発行が認められている株式総数の上限に達しておらず、かつ(c)その他の新株予約権の消却事由及び消却の条件(すなわち、当社の支配権の移動または本プランを終了する旨の取締役会決議)により新株予約権の全部または一部が消却されていない場合、当該参加者は参加者がそれまでに積み立てた拠出金および利息をもって最大限購入しうる整数および端数の本株式を購入すべく新株予約権を行使したものとみなされ、本株式が各購入日に所定の割引価格でかかる従業員によって購入される。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項なし。

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
4,940,004ドル (385,073,307円)(注1)	なし	4,940,004ドル (385,073,307円)

(注1) 上記「払込金額の総額」は、日本において2011年から2012年にかけて実施される本制度に基づいて発行される本株式に関して支払われる額の見込額の総額である。かかる見込額は、日本の参加会社における本制度に参加する資格を有する従業員全員が2011年から2012年にかけて実施される本制度に参加し、かかる全従業員が基本給の15%(25,000米ドルを上限)の控除を選択して2012年9月28日まで本制度への参加を継続し、かつ各購入日において本株式の2011年8月1日現在のニューヨーク証券取引所の本株式の終値の95%相当額で本株式を購入すると仮定した場合の金額である。四半期毎の各購入日における実際の新株予約権の行使時の払込金額および1株あたりの発行価額は、当該購入日におけるニューヨーク証券取引所における本株式の最高値および最安値の平均値の95%とし、本制度適用期間に従業員1人あたりが購入できる株式は、新株予約権の当初付与日である2011年10月3日現在の割引前の公正市場価格(平均市場価格)ベースで25,000米ドル相当の本株式を上限とする。

(2) 【手取金の使途】

通常の事業資金として使用される。

第2 【売出要項】

該当事項なし。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし。

第4 【その他】

1 【法律意見】

当社法務副部長兼事務部長ルシアーナ・フェイトーによって以下の旨の法律意見書が作成されている。

- (1) 本有価証券届出書の提出によりなされる新株予約権証券の募集は、当社により適法に授權されており、当社に適用されるアメリカ合衆国の連邦法及びデラウェア州の一般会社法のもとにおいて適法である。
- (2) 当社により及び当社に代わり関東財務局長に対してなされる本有価証券届出書の提出は、当社により適法に授權されており、当社に適用されるアメリカ合衆国の連邦法及びデラウェア州の一般会社法のもとにおいて適法である。
- (3) 本有価証券届出書（その添付書類も含む。）に記載されているアメリカ合衆国の連邦法及びデラウェア州の一般会社法に関する記述はすべて重要な点において真実かつ正確である。

2 【その他の記載事項】

該当事項なし。

第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項なし。

第三部 【追完情報】

1. 後発事象

2011年6月27日、当社は、当該時点で各々650百万ドルおよび750百万ドルが残存していた、当社の2014年満期5.375%利付普通社債（「2014年社債」）および2015年満期5.750%利付普通社債（「2015年社債」、2014年社債と併せて「残存社債」）につき、合計元本金額500百万ドルを上限として現金による公開買付を開始した。

2011年7月15日、当社は330百万ドルの2014年社債および270百万ドルの2015年社債の合計600百万ドルの残存社債を買取った。当社は当該社債を、公正価額に買付プレミアムを加算した価格で取得しており、これはその簿価を上回った。2011年の第3四半期の連結損益計算書において、当該社債の償却に関連する約73百万ドルの手数料を計上する予定である。

当社は2011年の第3四半期に発行した総額500百万ドル10年満期4.80%利付優先社債の発行手取金および手元資金を、社債の公開買付のための資金に充当した。

2. 資本金

資本金は、2010年12月31日が6,415百万ドルであったのに対し、2011年6月30日は6,780百万ドルに増加した。資本金の増加は、株主に支払われた配当を上回る当社の純利益、報酬のためのもしくは株式報酬制度に基づく株式の発行並びに外国為替レートの変動によるものであり、一部分は当社株式の買戻しにより相殺された。

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込む。

2010年会計年度の有価証券報告書およびその添付書類

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

第六部 【特別情報】**【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】**

該当事項なし。

独立登録会計事務所の監査報告書

マーシュ・アンド・マクレナン・カンパニーズ・インク
ニューヨーク州ニューヨーク
取締役会御中および株主各位

私たちは、マーシュ・アンド・マクレナン・カンパニーズ・インクおよび子会社（以下「会社」という。）の2010年および2009年12月31日現在の連結貸借対照表ならびに2010年12月31日をもって終了した3年間の各事業年度の連結損益計算書、連結株主持分および包括利益計算書および連結キャッシュ・フロー計算書について監査を行った。これらの財務書類の作成責任は会社の経営者にあり、私たちの責任は、私たちの監査に基づいて、これらの財務書類について意見を表明することにある。

私たちは、公開企業会計監視委員会（米国）の基準に準拠して監査を行った。これらの基準は、財務書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、私たちが監査を計画し実施することを求めている。監査は財務書類上の金額および開示事項の基礎となった証拠を試査によって検証することを含んでいる。監査はまた、経営者が採用した会計原則および経営者によって行われた重要な見積りの評価を含め全体としての財務書類の表示を検討することを含んでいる。私たちは、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私たちの意見では、上記の連結財務書類は、アメリカ合衆国において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して、マーシュ・アンド・マクレナン・カンパニーズ・インクおよび子会社の2010年および2009年12月31日現在の財政状態ならびに2010年12月31日をもって終了した3年間の各事業年度の経営成績およびキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示している。

私たちはまた、公開企業会計監視委員会（米国）の基準に準拠して、トレッドウェイ委員会組織委員会が発表した「内部統制 - 統合的フレームワーク」において確立された基準に基づき、2010年12月31日現在における財務報告に関する会社の内部統制について監査を行い、2011年2月25日付の私たちの報告書（本書には表示されていない。）において、財務報告に関する会社の内部統制について無限定適正意見を表明した。

私たちの意見は英語版の連結財務書類に基づいており、邦訳された連結財務書類に責任を負うものではない。

デロイト・アンド・トウシュLLP
ニューヨーク州ニューヨーク
2011年2月25日

[次へ](#)

REPORT OF INDEPENDENT REGISTERED PUBLIC ACCOUNTING FIRM

To the Board of Directors and Stockholders of
Marsh & McLennan Companies, Inc.
New York, New York

We have audited the accompanying consolidated balance sheets of Marsh & McLennan Companies, Inc. and subsidiaries (the “Company”) as of December 31, 2010 and 2009, and the related consolidated statements of income, stockholders’ equity and comprehensive income, and cash flows for each of the three years in the period ended December 31, 2010. These financial statements are the responsibility of the Company’s management. Our responsibility is to express an opinion on the financial statements based on our audits.

We conducted our audits in accordance with the standards of the Public Company Accounting Oversight Board (United States). Those standards require that we plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free of material misstatement. An audit includes examining, on a test basis, evidence supporting the amounts and disclosures in the financial statements. An audit also includes assessing the accounting principles used and significant estimates made by management, as well as evaluating the overall financial statement presentation. We believe that our audits provide a reasonable basis for our opinion.

In our opinion, such consolidated financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of Marsh & McLennan Companies, Inc. and subsidiaries as of December 31, 2010 and 2009, and the results of their operations and their cash flows for each of the three years in the period ended December 31, 2010, in conformity with accounting principles generally accepted in the United States of America.

We have also audited, in accordance with the standards of the Public Company Accounting Oversight Board (United States), the Company’s internal control over financial reporting as of December 31, 2010, based on the criteria established in *Internal Control - Integrated Framework* issued by the Committee of Sponsoring Organizations of the Treadway Commission and our report (not presented herein) dated February 25, 2011 expressed an unqualified opinion on the Company’s internal control over financial reporting.

Our opinion is based on the English version of the consolidated financial statements and we do not take responsibility for the consolidated statements that have been translated into Japanese.

/s/ *DELOITTE & TOUCHE LLP*

New York, New York

February 25, 2011

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出会社が別途保管しております。